

社会福祉法人 高嶺会 障がい者支援施設 高嶺園

身体拘束の適正化のための指針

1 基本的考え方

高嶺会では、利用者一人ひとりに様々な疾病および障がい特性があり、職員全員がその特性を理解し、障がいのある利用者の尊厳を尊重し、緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束の防止に努め、適切な施設運営を進めていくために、身体拘束等の適正化に向けた取り組みや、緊急やむを得ず身体拘束を行った場合の報告方法に関してこの方針を定める。

2 身体拘束に該当する具体的行為

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ② 転倒しないように、ベッドに体幹や四肢を紐で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、四肢を紐等で縛る、又は手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。あるいはその両方を行う。
- ⑤ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑥ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑦ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着させる。
- ⑧ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑨ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑩ 自分の意思で開くことのできない部屋に隔離する。

3 緊急やむを得ない場合に行う身体拘束（身体拘束の3つの要件）

- ・切迫性 …利用者本人又は他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ・非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ・一時性 …身体拘束その他の行動制限が一時的であること

4 身体拘束等適正化に向けた組織体制

身体拘束の廃止に向けて、身体拘束等適正化委員会を設置する。

① 設置目的

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

② 身体拘束等適正化委員会の開催

委員会は2カ月に1回程度開催し、必要に応じてその都度開催する。
実施した内容は記録をする。

③ 身体拘束等適正化委員会の構成メンバー

委員会は、施設長、事務長、課長、サービス管理責任者、主任生活支援員で構成し、必要に応じてその他の職員を参加させることができることとする。

④ 身体拘束等適正化委員会の所轄事項

- ・身体拘束等について報告するための様式の整備
- ・身体拘束等の事例の集計・分析
- ・身体拘束等の適正化策の検討、実施及び実施後の検証
- ・上記の職員への周知徹底
- ・身体拘束等の適正化のための研修
- ・上記以外に委員長が指示・命令した事項

5 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- ・支援に関わる全ての従業員に対して、身体拘束等の適正化に向け、利用者の人権を尊重した支援の励行を進めるとともに、身体拘束等の適正化の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に研修を実施する。
- ・研修は年1回以上の開催とし、必要に応じ外部の研修にも参加する。
- ・初任者研修には、必ず本件について説明する。
- ・本研修の実施内容については記録を取り、保存する。

6 身体拘束等発生時の対応に関する方針

身体拘束等を行わないことが原則であるが、利用者または他の利用者の生命、身体を

守るために、緊急やむを得ない場合に行う3つの要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たした上で以下の対応を行う。

① 身体拘束等適正化委員会で事例について協議

事例に関して、上記の3つの要件を満たしているのかを確認し、身体拘束の理由方法、時間及び実施期間について協議する。

② 利用者本人及び家族等に対する説明

緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、速やかに家族または、後見人等に連絡し、承諾を得る。連絡が取れない場合は、身体拘束実施後、家族または、後見人等に説明し、承諾を得る。

③ 記録と再検討

身体拘束を行った場合、すべて記録として残す。実施期間終了後に身体拘束を継続するか否かを検討し、継続する場合は、再度家族及び後見人等に継続の理由などを説明し、承諾を得る。

④ 身体拘束の解除

利用者本人の状況の変化や支援の改善等により、身体拘束が不要になった場合は速やかに身体拘束を解除する。身体拘束の解除に当たっては、家族、後見人等に解除の理由などを説明し、承諾を得る。

⑤ 行政等への相談・報告・連携

利用者支援において、身体拘束に係る問題は事業所のみで抱え込まず、必要であれば、当該利用者の相談支援事業所や担当保健師、行政等に相談・報告を行い、関係機関と連携して様々な視点からアドバイスや情報を得る。

7 当該指針の閲覧について

当該指針は、各事業所に備えるとともに、ホームページに公表し、利用者、家族、職員が自由に閲覧できるようにする。

8 附則

この指針は令和4年4月1日から施行する。